

詐害行為取消しの実体的効果と訴訟法上の意義

——東京地判平成27年3月3日判時269号58頁——

畑 宏 樹

【事実の概要】

XはAに対して貸金債権（ α 債権）を有しており、AはYに対して貸金債権（ β 債権）を有していた。

Aは、Yを被告として β 債権の返還を求める訴え（第I訴訟）を提起し、この訴訟の係属中、XはAに補助参加をした。第I訴訟係属中、Aから β 債権についての債権譲渡を受けたと主張するBは、Yに対し β 債権の履行を求める請求を定立してAY間訴訟に独立当事者参加を行った。裁判所は、AB間での β 債権についての債権譲渡の事実を認めるとともに、YからBに対して主張された相殺の抗弁を容れて、AのYに対する請求およびBのYに対する請求のいずれについても請求を棄却する判決を言い渡し、この判決は確定した。

その後、Xは、Bを被告として、 α 債権を被保全債権とする詐害行為取消訴訟（第II訴訟）を提起し、AB間でなされた β 債権についての債権譲渡を取り消し、Bに対し債権譲渡が取り消された旨をYに通知するよう命ずる旨の確定判決を得た。この確定判決に基づき、XはYに対し、本件債権譲渡が取り消された旨を通知した。

そのうえで、Xは、 α 債権を被保全債権とし詐害行為取消しの結果Aに復帰した β 債権を被代位債権として、Yに対し、その支払いを求める債権者代位訴訟（第III訴訟）を提起した。これに対し、Yは、Xは第I訴訟の補助参加人であったから参加的効力を受け、かつ、Aの代位債権者は第I訴訟の当事者であったAと同じ立場にあり、第I訴訟の確定判決の既判力に抵触する主張は許されないと主張した。

【判 旨】 請求棄却（控訴）。

〔(1)まず、確定判決たる前件控訴審判決〔第I訴訟判決〕においては、訴訟物であるAの被告〔Y〕らに対する本件貸金債権等が存在しないと判断がされており、当該判断については既判力が生じていると考えられる。

しかるところ、原告〔X〕は、前件控訴審におけるAの補助参加人にすぎず、確定判決の効力が及ぶ者として民事訴訟法第15条第1項第1号に掲げられた『当事者』には該当しない。また、同法第16条に規定する補助参加人に対する裁判の効力（いわゆる参加的効力）の性質は、既判力ではなく、判決の確定後補助参加人が被参加人に対してその判決が不当であると主張することを禁ずる特殊な効力であって、その主観的範囲は、被参加人であるAと補助参加人である原告との間のみ生ずるものと解されるから、原告と被告らとの間において同条の参加的効力が生ずることはない〔最判昭和45年0月22日民集24巻1号583頁を引用〕。したがって、形式的にみれば、Aには、

前件控訴審判決の当事者として既判力が及ぶが、原告は既判力が及ぶ当事者ではなく、被告らとの関係で参加的効力も発生することはない。

しかしながら、本件訴訟においては、原告は、Aの債権者として、債権者代位権に基づき、Aの被告らに対する本件貸金債権等を行使しているのであるから、Aが有する権利以上の権利を行使することはできない。したがって、その限りにおいて、原告は、本件訴訟において、Aと被告らとの間で既判力が生じた前件控訴審判決の判断と抵触するような権利関係を主張立証することは許されないというべきである。〔中略〕したがって、本件において、原告は、前件控訴審判決の口頭弁論終結時・・・においてAの被告らに対する本件貸金債権等が存在しないとの前件控訴審判決の判断自体については、これを争うことは許されないというべきである。

(2)次に、前件控訴審判決の口頭弁論終結後の原告・B間の別件詐害行為取消訴訟において、本件債権譲渡が詐害行為であるとして取り消されている。

詐害行為取消権は、訴訟により、債務者（本件ではA）の地位には関係なく債権者が受益者等に対し行使することができる裁判上の形成権であって、その法的な効果は、詐害行為取消しを認める判決が確定して初めて生ずるものである。したがって、原告が、詐害行為取消権の行使の結果、本件債権譲渡が取り消されたという事実及びこれに基づく法的効果を主張することは、前件控訴審判決の口頭弁論終結後に生じた事由であるから、上記のとおり、代位債権者としての原告が、Aと被告らとの間で前件控訴審判決の既判力が生じていることを争うことができないと解したとしても、本件訴訟において、原告が当該事由を主張することは、確定判決たる前件控訴審判決の既判力の存在によって遮断されるものではないというべきである。

しかるところ、詐害行為取消しの効力は、相対的であって、詐害行為取消権が行使された場合の効果は、その当事者（本件では債権者である原告と受益者であるB）間において、その対象となった行為の効果を否定するにとどまるものと解される。したがって、別件詐害行為取消訴訟の認容判決が確定し、本件債権譲渡が詐害行為として取り消されたとしても、本件貸金債権の債務者である被告会社・・・に対する関係で、当然に本件債権譲渡が取り消され、当初から本件債権譲渡がなかったことになるという効果が生ずるわけではない。すなわち、被告らに対する関係では、別件詐害行為取消訴訟の認容判決に基づき、受益者であるBから被告会社に対し本件債権譲渡が取り消された旨の通知がされることにより、はじめて原告と被告らとの間においても本件貸金債権等がBからAに対し詐害行為取消しを原因として移転したことになり、原告は、これを前提に債権者代位権に基づき、Aを代位して、被告らに対し、本件貸金債権等を行使することが可能になるものと解される。

そうすると、別件詐害行為取消訴訟の結果、前件控訴審の口頭弁論終結後に本件貸金債権がBからAに対し再譲渡されたのと同様の状況が発生することになるが、前件控訴審においては、被告らは、Bの本件貸金債権等に基づく請求に対し、・・・相殺の抗弁を主張し、これが認められて請求棄却の確定判決を得ていたことを踏まえると、結局、別件詐害行為取消訴訟の結果、Bから本件貸金債権等の移転（再譲渡）を受けることになったA及びこれを債権者代位する原告の立場は、前件控訴審の口頭弁論終結後にBから訴訟物であった本件貸金債権等を譲り受けた承継人（民事訴訟法第15条第1項第3号）に該当するというべきである。したがって、A及びこれを債権者

代位する原告は、前件控訴審の口頭弁論終結後の承継人として、Bと被告らとの間において本件相殺の抗弁により本件貸金債権等が消滅したとの前件控訴審判決の判断の既判力を受け、当該判断と抵触する主張立証をすることは許されない（なお、実体法的には、そもそも、債権の譲渡行為が詐害行為により取り消される前に当該債権について弁済その他の債権消滅事由が発生すれば、当該債権は消滅し、詐害行為取消しによる現物返還が不可能となり、取消債権者は受益者に対し価格賠償を求め得るにすぎないと解されるのであり、本来、原告は、別件詐害行為取消訴訟において、Bに対し、価額賠償を請求することもできたはずである。別件詐害行為取消訴訟の判決が、Bに対する価額賠償ではなく、被告会社に対する詐害行為取消しの通知を命じたのは、原告が、前件控訴審判決においてBの被告らに対する請求が本件相殺の抗弁が認められた結果いずれも棄却されていることを知りながら、あえて詐害行為取消権の行使方法として上記通知を選択し、価額賠償請求をしなかった結果にすぎない。）」

【検討】

判旨の結論自体には賛成であるが、その理論構成には不明な点が多々ある。

1. 問題の所在

本件は、一見すると、詐害行為取消権（民424条）や債権者代位権（民423条）といった実体法上の重要なテーマのみならず、独立当事者参加（民訴7条）や補助参加（民訴2条）といった手続法的にも面倒くさいテーマが絡んでおり、事案自体を整理するのがまずもって難しい。ただ、本件において原告の請求を棄却するとの結論を導くに当たって考察すべきポイントとしては、判旨を前提とする限りでは、第Ⅰ訴訟における確定判決の効力が、第Ⅲ訴訟に対していかなる影響を及ぼすかを検討すればよいといえる。

そこで、まずは、第Ⅰ訴訟における既判力の主観的範囲を検討することとする（後述2・3）。また、第Ⅰ訴訟ではXによるAへの補助参加がなされており被参加人側が敗訴していることを考慮に入れると、民訴6条の効力についてもあわせて言及する（後述4）。

2. 債権者代位訴訟における代位債権者の地位と既判力の拡張

(1) 債権者代位権の要件

第Ⅲ訴訟はいわゆる債権者代位訴訟であることから、そもそもXによる β 債権の代位行使につきその要件を充足しているかを検討する必要がある。

この点、民法学の一般的なテキストによると、被保全債権（ a 債権）については、これが金銭債権（民423条1項本文）でありかつ履行期が到来していること（民423条2項）、債務者（A）については、この者が無資力であること（民423条1項本文）に加えて、この者が権利行使をしていないこと（明文規定はないものの、判例〔最判昭和28年2月4日民集7巻2号386頁〕により確立された要件とされている）、最後に行使される権利が一身専属権でないこと（民423条1項ただし書）が要求される（内田貴『民法Ⅲ〔第3版〕』277頁など参照）。

これらの要件との関係において本件で問題となる点としては、債務者（A）自らが権利行使をしていないという要件についてである。すなわち、本件ではすでに β 債権についてAにより権利

行使がなされて（第Ⅰ訴訟）おり、Xはそもそも適法に債権者代位権を行使することはできないのではないと思われる。ただ、厄介なことに、本件においてはAB間でなされたβ債権についての債権譲渡を取り消す旨の詐害行為取消訴訟（第Ⅱ訴訟）の確定判決が存在しているという事情がある。

(2) 第Ⅰ訴訟における確定判決の既判力の主観的範囲

第Ⅰ訴訟においては、β債権についてのAからBへの債権譲渡の事実を理由として、AのYに対する請求は棄却され確定している。手続法的にみると、このAのYに対するβ債権不存在という確定判決の効力（既判力）は、Xには及ばないのはいうまでもない（民訴15条1項2号適用の場面ではない）。

そうだとすると、Aの受けたβ債権不存在という判断にかかわらず、自ら債権者代位権を行使することは可能と言えそうであるが、実体法的には、上述の債務者自らによる権利不行使の要件との関係から、「債務者が自分の権利を行使した場合は、たとえそれが不十分不適當であって敗訴しても、債権者としてはどうしようもない」との表現（内田・前掲書286頁）にみられるように、やはり代位権行使はできないということになりそうである。

この点につき、本判旨では、「原告[X]は、Aの債権者として、債権者代位権に基づき、Aの被告ら[Y]に対する本件貸金債権等〔β債権〕を行使しているのであるから、Aが有する権利以上の権利を行使することはできない」との判示がなされている。

問題は、この判旨波線部の手続法的意味合いについてである（なお、債権者代位訴訟における代位債権者の当事者適格につき、いわゆる固有適格説〔福永有利『民事訴訟当事者論』126頁以下〕に立つ場合にはこの問題は生じないと考えられることから、以下では一般的理解である訴訟担当構成を念頭に話を進める）。

①反射効ととらえる見解（上田竹志・法セミ734号12頁）

上田准教授は、本判決は反射効を肯定したものという理解に立つ。

反射効理論とは、当事者間に既判力の拘束のあることが、当事者と実体法上特殊な関係（従属関係ないし依存関係）にある第三者に、反射的に有利または不利な影響を及ぼすという考え方である。本件についていうと、AとXとの間に実体法上の特殊な関係を見いだせるかがポイントとなってくる（判旨波線部に照らすと、XはAに従属する地位にあるという理解をすることになろうか）。

②争点効の拡張ととらえる見解（渡部美由紀・リマークス53号21頁）

渡部教授は、本件においてXが第Ⅰ訴訟でAに補助参加をしていることに着目し、判旨が、Xが第Ⅰ訴訟確定判決と抵触する主張ができないとされる実質的根拠としての「前件控訴審においてAに補助参加してその中心的争点の一つであった本件債権譲渡の存否について訴訟手続を行う機会が与えられていたのであり、補助参加人としてXが本件債権譲渡の有効性を争うに当たり、その攻撃防御活動がAによって妨げられたような特段の事情は見当たらない」という点を手がかりとして、本判決が争点効の拡張を念頭においたものとの理解を示す。

ただ、Xが第Ⅰ訴訟に補助参加していなかった場合について、同様のことを導き出すことは困難であるのはいうまでもない。

③判決の反射的効果ととらえる見解

いわゆる反射効とは異なった意味で、判決の反射的効力や反射的効果という概念が用いられる

ことがある（伊藤眞『民事訴訟法〔第5版〕』580頁、谷口安平『口述民事訴訟法』368頁）。例えば、伊藤教授のテキストにおいては以下のような記述があり、ここでの問題意識にも関連を有するものと考えられる。「代位債権者など法定訴訟担当者が当事者となって受けた敗訴判決の既判力が15条1項2号によって本人に対して拡張され、その結果として他の代位債権などもその結果を承認せざるをえなくなる。これは、訴訟担当者が訴訟物たる権利関係についての当事者適格を本人に代わって行使するものである以上、本人が当該権利関係についてもはやなしえない主張は、担当者もなしえないという、訴訟担当にもとづく訴訟法上の効果」である（伊藤・前掲書580頁）。

3. 基準時後の詐害行為取消と口頭弁論終結後の承継人

本件では、第Ⅰ訴訟の後に、Xによる詐害行為取消訴訟（第Ⅱ訴訟）が提起されたという事情がある。第Ⅱ訴訟において、XはBを相手取って、AB間でなされた債権譲渡が詐害行為にあたるとしてこの取消しを求めたところ、この訴訟においてはXが勝訴し、これが確定している。そうだとすると、第Ⅰ訴訟の口頭弁論終結後に下されたAB間の債権譲渡を取り消す旨の詐害行為取消訴訟の確定判決は、第Ⅰ訴訟の基準時後に生じた新たな事由ということになり、これを第Ⅲ訴訟において主張することは、2での考察結果のとおりXに対しても判決効の拡張があるとしても、遮断されないということになる。

ここでさらに考えなければならないのは、詐害行為取消しの効果についてである。ここでは民法学における様々な見解の対立（形成権説、請求権説、責任説、訴権説）は省略することとし、さしあたり判例・多数説の立場と思われる折衷説+相対的取消という考え方に従って検討を進める。詐害行為取消しの効力が相対的なものであることからすると、詐害行為取消権が行使された場合の効果についても、詐害行為取消訴訟の原告である取消債権者（X）と被告受益者（B）間においてその対象となった行為の効果を否定するにとどまるものと解され、決してAにはその効果は及ばないことから、 α 債権がAに帰属することもない。

この点について本件判旨では、詐害行為の時点に遡って当初から当該詐害行為（本件債権譲渡）がなかったことになるわけではないという理解のもとに、Yに対する関係においては、第Ⅱ訴訟たる詐害行為取消訴訟の認容判決に基づいて、第Ⅱ訴訟の被告である受益者（B）からYに対して本件債権譲渡が取り消された旨が通知されることによってはじめて、XとYとの関係においても β 債権がBからAに対し詐害行為取消しを原因として移転したことになるという構成を採用している。すなわち、第Ⅱ訴訟の結果、第Ⅰ訴訟の基準時以後に β 債権がBからAに「再譲渡」された、という理解をしているが、果たしてかかる理解は一般的なのであろうか（上田・前掲12頁は、Aに詐害行為取消の効果及ばない以上、Aが β 債権を口頭弁論終結後に承継したというための実体法上の原因行為を欠いているとする）。

仮にこの理解が是であることを前提とすると、第Ⅰ訴訟でのYとBとの関係における β 債権の存否については、 β 債権自体は存在するもののYからの相殺の抗弁によりこれが消滅したという判断であったことに鑑みると、このBからAへの β 債権の再譲渡という事態は、第Ⅰ訴訟における係争物であった β 債権につき口頭弁論終結後の承継が生じたものと評価することができる。したがって、Aは β 債権についての第Ⅰ訴訟の口頭弁論終結後の承継人（民訴15条1項3号）にあた

り、第Ⅰ訴訟においてBとYとの間において相殺の抗弁によりβ債権が消滅したとの判断の既判力（民訴14条1項）は、Aにも拡張されることになり、Aはこの判断と抵触する主張立証をすることはできないこととなる。そして、Aについてこのような既判力による拘束力が生じる以上、Xもまたその反射的效果として、第Ⅰ訴訟にけるβ債権の相殺による消滅という判断に抵触する主張立証を第Ⅲ訴訟においてすることはできなくなるということになる（判旨は少なくともそういう理解に立っている）。このことをYの立場からみると、第Ⅲ訴訟においてYはXに対し、第Ⅰ訴訟での相殺の抗弁（債権消滅の抗弁）を対抗できることとなる。

ただ、本件においては、詐害行為取消の時点においてYは既にβ債権から自らの債権回収をしていることから、実体法的にはβ債権の現物返還（再譲渡）を観念することは難しいのではないだろうか。本判決なお書きにおいても言及されているように、第Ⅱ訴訟においてXがAの逸出財産を回復する手段としては、Bに対する価格賠償を求めるべきであったと思われるが、そうだとすると、本件においては代位の対象となる権利（β債権）自体が存在しないことから、Xがこれを代位行使するという構成自体が否定されるべきなのである。

4. 補助参加の効力

(1) 民訴46条にいう「効力」の意味

本件においては、第Ⅰ訴訟において、XによるAへの補助参加がなされているところ、最終的には被参加人であるAが敗訴している。かかる事実を前提にすると、民訴46条にいうところの「効力」についても一応検討しておく必要がある。

すなわち、民訴46条は、補助参加にかかる裁判は、一定の条件下での例外（民訴46条各号）を除き、「補助参加人に対してもその効力を有する」と定めているところ、この「効力」が何を意味するものなのかをめぐっては学説上の対立がみられる。

古くはこれを既判力ととらえる見解（民訴46条は補助参加人への既判力の拡張を定めた規定とする見解）も存在していたが（加藤正治『新訂民事訴訟法要論』153頁、中島弘道『日本民事訴訟法一編』304頁など）、今日ではこれを既判力とは異なる別の参加的効力と解するのが判例の立場（最判昭和45年0月2日民集4巻1号1583頁）であり、学説上も多数説といえる。

既判力とは異なる別の効力とする理由として重要なポイントは、判決理由中の判断にも拘束力を生じさせる必要があるという点にあらう。保証債務履行請求訴訟において主債務者が被告である保証人に補助参加する場合を例に挙げると、補助参加人である主債務者が請求原因事実である主債務の存在を争ったもののこれが容れられずに（この部分は判決理由中の判断）請求認容判決が下された場合に、保証人から主債務者に対する求償請求の後訴において、改めて主債務者が主債務の不存在を主張することを認めることは不自然であることから、前訴の保証債務履行請求訴訟における判決理由中の判断にも拘束力を認める必要が生じるのである。

それゆえ民訴46条の「効力」については、既判力とは異なる別の参加的効力なるものとの理解が唱えられるようになったのであるが、参加的効力とは、補助参加人が被参加人を勝訴させることによって間接的に自己の利益を守るべく被参加人に協力して訴訟追行をしたにもかかわらず、被参加人敗訴となった場合にはその敗訴責任を公平に分担すべきという考え方に基づくものであ

る。このことから、既判力との違いとしては、①既判力が当事者間において訴訟の勝敗とかかわりなく生じるのに対して、参加的効力は、当事者である被参加人敗訴の場合において被参加人と補助参加人の間に生じる効力である、②既判力は訴訟物たる権利関係について生じるが、参加的効力は判決理由中の判断についても生じる、③既判力が職権調査事項であるのに対し、参加的効力は当事者の援用を待って考慮される、④既判力が無条件に発生するのに対し、参加的効力は46条各号が定める条件が存在すれば発生しない、といった点があげられている（伊藤・前掲書664頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法・下〔第2版補訂版〕』463頁など）。

これに対し、近時では、新既判力説と称される見解も有力に唱えられている（新堂幸司『新民事訴訟法〔第5版〕』813頁以下、高橋・前掲書464頁など）。この見解は、多数説の唱えるところの参加的効力自体は肯定するものの、その主観的範囲が、被参加人と補助参加人に対してしか及ばないことに疑問を呈する。先の例とは逆に、債権者による主債務者に対する主債務履行請求訴訟において保証人が補助参加する場合を例にあげると、訴訟物である主債務の存否についての既判力が被告主債務者のみならず、補助参加人である保証人に対して、または保証人のために拡張されるとする。たしかに補助参加人としてではあれ、自己の法律上の地位にかかわる争点について主張立証の機会を与えられた者に対しては、相手方当事者との関係においても後訴における主張立証に制限をかけるべきとも考えられる（ただ、この新既判力説に立つ場合には争点効理論をも伴う必要がある）。

(2) 検討

民訴46条にいう「効力」の意味を、多数説に従い参加的効力と解する場合には、第Ⅰ訴訟において敗訴したAとその補助参加人であるXとの間においては、参加的効力が生じるといえる。Xは、後日Aとの関係において β 債権の存在のみならず、AB間での β 債権の債権譲渡の事実がなかったことを改めて主張することは認められない。ただ、参加的効力が生じる主観的範囲は、被参加人—補助参加人の間のみであることから、第Ⅰ訴訟の相手方当事者であったYとの関係において参加的効力が生じることはない。本件判旨もこの立場に立っており、この点については是と解する。

他方、新既判力説に立つ場合には、XA間では参加的効力（ないし争点効）が発生するのに加え、XY間でも既判力（ないし争点効）が発生することになる。第Ⅲ訴訟においてXはYを相手取って β 債権の履行を求める債権者代位訴訟を提起しているところ、第Ⅰ訴訟での既判力（ないし争点効）がXにも拡張されるのであれば、それだけで（第Ⅱ訴訟の確定判決の存在にかかわらず）第Ⅲ訴訟は第Ⅰ訴訟の既判力に抵触するものということになろう（第Ⅰ訴訟と第Ⅲ訴訟における訴訟物は同一であることから、本件では争点効の拡張を考える必要はない）。

以上

※本稿での引用文献については、報告当時のものに限定したものであることをお断りしておく。